

学校いじめ防止基本方針

令和5年4月24日改訂

旭市立第二中学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもと」と定義する。

2 いじめの定義に基づくいじめの判断（ア～ケ『千葉県いじめ防止基本方針』第1の3）

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- イ いじめには、多様な様態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。
- オ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- カ 「物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- キ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ク いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合とは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。学校は行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。
- ケ 具体的ないじめの様態としては以下のようなものがあげられる。
 - ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
 - ②仲間外れ、手段による無視をされる。
 - ③軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ④ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ⑤金品をたかられる。
 - ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめ防止基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する様子がないように、いじめ防止のため、次の3点を基本理念として対策を講ずる。

- ア いじめはどの生徒にも起こり得るものであるという認識のもと、学校、家庭、地域が一体となって継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- イ いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めるとともに、未然防止の活動は教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践すること。
- ウ いじめられている生徒の立場に立ち、その生徒の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。また、いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題の対応にあたり、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるように指導を行うとともに、いじめが発生した際、生徒、保護者等に対して隠蔽や虚偽の説明は行わない。

(2) いじめ解消の定義

- ア いじめの行為が3ヶ月以上止んでいる。
- イ 被害生徒が心身の苦痛を受けていないことを面談等で確認している。ただし、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常の観察は継続していく。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や他の関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ② いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③ いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

4 いじめ防止対策組織

「いじめ防止対策委員会」の設置

【構成員】 校長・教頭・主幹教諭・学年主任・生徒指導主事・各学年生徒指導担当・養護教諭

「生徒指導部会」の設置

令和5年度は、構成員で毎週火曜日に開催する。普段の学校生活の様子、長欠の状況、生徒指導上の問題等について情報共有し、いじめの未然防止及び早期発見に努める。また、構成員および教育相談担当職員は、

- (1) いじめ相談、(2) 学校生活相談の窓口となる。

【構成員】 教頭・主幹教諭・生徒指導主事・各学年生徒指導担当・養護教諭・適応指導担当

5 いじめの相談・通報窓口

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

学校におけるいじめの相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

- (2) いじめの相談や通報の指導

生徒に対し、いじめについて相談することや通報することは、決して恥ずかしいことでもなく卑怯なことでもないことを指導する。

(3) 校外におけるいじめの相談・通報窓口

ア 文部科学省による「24時間いじめ相談ダイヤル」	電話番号：0570-0-78310
イ 子どもと親のサポートセンターによる「いじめ電話相談」	電話番号：0120-415-446
※24時間体制で緊急対応可 メール相談・FAX相談可	
メールアドレス saposoudan@chiba-c.ed.jp	FAX番号：043-207-6043
ウ 千葉法務局人権擁護課による「子どもの人権110番」	電話番号：0120-007-110
エ チャイルドライン千葉による「チャイルドライン」	電話番号：0120-99-7777
オ 法務省による「子どもの人権sosミニレター」	年に一度配付

6 いじめの未然防止

(1) 学校におけるいじめの防止

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやりながら規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。

道徳の時間では命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを周知させる。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

ア 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」を展開し、自己有用感を高める。

イ 道徳の授業や命の授業、命を大切にするキャンペーン、豊かな人間関係づくり実践プログラム等を計画的に実施し、指導する。

ウ 道徳の授業では、「考え、議論する」ことを意識して、道徳映像教材を活用した取り組みを推進する。

エ 総合的な学習の時間、特別活動等において、体験活動の充実を図り、生徒の主体性やコミュニケーション能力を養う。

オ いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について、ホームページやたより等を活用して生徒保護者や地域に啓発する。

カ 学校として特に配慮が必要な生徒について対応を行う。発達障害を含む障害がある生徒、LGBT、東日本大震災・原発事故避難生徒への適切な対応を行う。

キ いじめ防止等のための啓発活動を行う。

- ・「24時間SOSダイヤル」等の相談機関の周知徹底

- ・いじめ防止啓発強化月間（4月）における取組の変化

- ・「いじめ防止啓発カード」「いじめ防止啓発リーフレット」の配付

ク 学校評価、毎月の生活アンケート、教育相談週間を実施し、情報を収集する。

- ・収集された情報は共有化を図る。

- ・毎月の生活アンケートと教育相談アンケートには、必ずいじめに関する項目「見た」「聞いた」「気になること」を入れる。

(2) 情報モラル教育の充実とインターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、**学活・道徳・各教科と連携し情報モラル教育の充実を図り**、インターネット

トを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処できるように、啓発活動を行う。

7 いじめの早期発見

(1) いじめの早期発見・早期対応

いじめは、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候や生徒が発する危険信号を見逃さないようにし、いじめの早期発見に努める。また、教育相談やアンケート調査を実施し生徒の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。

ア いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

- ・相談窓口の設置
- ・相談窓口の周知（教頭・生徒指導主事・養護教諭・スクールカウンセラー）
- ・スクールカウンセラーの活用
- ・相談ポストの活用

イ アンケート調査

生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・生活アンケートの実施(毎月1回)
- ・教育相談月間における聞き取り調査(年に2回)

ウ いじめの早期発見

その兆候や生徒の発する危険信号を見逃さないようにする。

- ・授業時間以外の生徒の人間関係を定期的に観察
- ・いじめがあった場合の生徒の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。

8 いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、特定の教職員で抱え込まず「いじめ防止対策委員会」を開き、対応を協議する。
- (3) いじめを受けた生徒及びいじめを受けた生徒を助けようとした生徒の生命及び心身を保護することを第一とする。
- (4) いじめを行った生徒には、同じことを繰り返さないように、行為の善悪をしっかりと理解させて反省させる。いじめを行った生徒に謝罪させ、再発防止を図る。
- (5) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (6) いじめた生徒が抱える問題（ストレス、交友関係、学習、進路、家庭の悩み等）等いじめの背景にも目を向ける。
- (7) いじめに対しては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (8) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、市教育委員会および警察署等と連携して対処する。

9 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連續して欠席してい

る場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

（2）重大事態の報告・調査

重大事態については、国、県基本方針、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」及び「不登校重大事態に関する調査の指針」により適切に対応する。

- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。（いじめ対策会議）この組織については、スクールカウンセラー等の専門的知識および経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、公平性・中立性を確保する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に図る。
- エ 調査は、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- オ 上記調査結果は、関係機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

1.0 生徒の自殺予防について

- ア 生徒の自殺予防等においても組織的に対応し、生徒の見守りを強化する。
- イ 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」等（教職員用「児童生徒の自殺防止対策啓発リーフレット、「SOSの出し方教育指導資料」）を資料として、生徒の自殺予防のための研修を行う。

1.1 公表、点検、評価等について

- （1）学校いじめ防止基本方針をホームページ上で公表する。
- （2）いじめに関しての調査や年度毎の比較を実施し、分析を行い、基本方針の見直し、全職員に周知する。
- （3）いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を公表する。

いじめ防止のために

- ・いじめについての共通理解を行う。
- ・いじめに向かわない態度・能力を育成する。
- ・いじめを生まない雰囲気づくりに努める。
- ・自己有用感を育てる。

早期発見のために

- ・生徒の行動を注視する。
- ・生徒の声に耳を傾ける。
- ・保護者と情報を共有する。

いじめと疑われる行為を目撃

- ・直ちにその行為を止める。
- ・いじめられた生徒の安全を確保する。

いじめの情報

- ・いじめられている生徒および情報提供者の安全を確保する。

報 告

いじめ防止対策委員会

(校長・教頭・主幹教諭・学年主任・生徒指導主事・学年生徒指導
養護教諭)

学級担任などが関係する生徒から事情聴取

いじめの事実あり

いじめの事実なし

※重大事態の場合は「いじめ対策会議」を設置する。

報告・連絡

- ・市教育委員会を通して市長へ報告する。(生徒指導主事が月例報告)
- ・被害、加害生徒の保護者へ事情説明する。(担任が家庭訪問または保護者来校)
- ・犯罪行為と考えられる場合は旭警察署へも相談する。(校長、教頭、生徒指導主事)

被害生徒及びその保護者への支援 (全職員、関係生徒他)

個人情報の保護

被害者の安全確保・複数職員による見守り。

- ・信頼できる人物による支援体制の構築。
- ・必要であれば加害生徒を別室で指導、または出席停止とする。
- ・必要であれば外部専門家の協力を得る。

加害生徒への指導及びその保護者への支援 (全職員他)

- ・いじめは人格を傷つけ、生命・財産を傷つける行為であることを理解させる。
- ・自らの行為の責任を自覚させ、被害生徒に謝罪させる。
- ・場合によって出席停止や警察との連携、学校教育法11条に基づく懲戒なども行う。
- ・学校と保護者が連携して対応できるよう、保護者に協力を求める。
- ・保護者に継続的な助言を行う。

いじめが生じた集団への指導 (全職員)

- ・いじめを傍観した生徒には、自分の問題として捉え、報告する勇気をもてるように指導する。
- ・同調した生徒には、いじめに加担する行為であることを理解させる。